

令和6年度 事業計画書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

雪センターは、克雪、利雪及び親雪等に関する総合的な調査、情報・資料の収集提供等を行うことにより、河川、道路、住宅、下水道及び公園等の施設の整備、維持管理に関し、住民等に対し雪に対する安全性、快適性の向上を図ることで、地域振興と国民生活の向上に寄与するという使命を目的とし、事業の公益性、必要性、緊急性等を十分に認識したうえで、有効かつ効率的に事業を推進することで、雪センターに課せられた使命を果たしていく。

また、会員へのサービスを向上させ、会員の確保のみならず、会員の増加をも目指していく。

1. 雪に関する調査及び情報・資料の収集並びに情報提供事業

主要な公益目的事業の1つである「雪に関する調査、情報・資料の収集、情報の提供事業」として、機関誌の発刊、メール配信、ホームページの活用等により、適宜適切な情報提供を行う。

(1) 機関誌「ゆき」の発刊による情報の提供

雪関係の業務に従事する関係者の直面する問題を取り上げ、国、地方自治体、民間企業・建設業者、関係法人、研究機関、大学、商工会、ボランティア団体、住民等の幅広い方々から執筆を頂き、多くの深刻な問題に直面している現在の気候変動による自然条件や、少子高齢化・過疎化等による社会・経済状況の著しい変化による雪対策に関し直面している重要な課題等に関する特集を企画することで、会員を始め関係する多くの機関、関係者に対し、適切な情報を提供する。

本年度も、会員の直面する重要課題についての特集を企画し、関係する多くの機関、関係者に理解と協力を得、執筆の依頼をし、その内容の一層の充実を図り、より適切な情報の提供を行う。

機関誌「ゆき」は年4回の発刊を予定する。

(2) メールによる情報提供

メール登録した会員に対し、メールにより随時情報を提供する。提供する情報については、各行政機関等が発する雪関係情報、総合行政情報と統計情報の3本立てとし、広く自治体会員の運営や、民間企業会員の経営に活用できるものを提供する。

本年度も、関係機関の協力も得て、情報の量の拡大、質の向上、提供頻度の増加に努め、地方自治体会員のみならず、民間企業会員の求める情報も積極的に提供していく。

また、情報量の増加に対応するため、情報の項目分類や情報源等による分類分け改良も検討する。

未登録会員へのメール登録を引き続き呼び掛けていく。

(3) 雪センターのホームページによる情報提供

① 雪関係業務情報

雪に関する法令、国の施策、雪対策・防雪の計画、雪対策への取り組みなど、会員が雪関係の業務に有用と思われる情報を発信する。

本年度も引き続き情報の発信を行うこととし、さらに情報量の増加と内容の充実を目指す。

② 雪の状況についての情報

雪の状況に関する情報として、地域の雪の状況、警報・注意報などの気象情報が容易に得られるよう情報の発信をする。

本年度も引き続き情報の発信を行うこととし、更に利用者が利用しやすいよう改良するとともに、情報項目、情報量の拡大を目指す。

③ 道路の現状に関する情報

道路の状況について、地域別、道路種類別に情報提供をすることで、よりの確、効率的に情報が得られるよう発信をする。

本年度も引き続き情報の発信を行い、更に情報が容易に得られるよう、情報項目の表示の改良や情報量の拡大、拡充を目指す。

(4) ホームページによる会員の活動紹介

① 自治体会員の活動の紹介

会員である地方自治体が、地域の魅力、特色を活かした地域の発展、振興策（観光、イベント、特産物等）への取組や活動の状況を、雪センターのホームページを使って紹介するコーナーを設けている。

本年度も会員自治体に対して、さらに幅広い活動を紹介するよう呼びかけるとともに、効果的な紹介が出来るよう改良に努める。

② 企業会員の活動の紹介

会員である民間企業が、地域における活動状況（事業実績、会社概要、受注業務、保有技術等）、地域で果たしている重要な役割、貢献する姿を、雪センターのホームページを使って紹介するコーナーを設けている。

本年度も会員民間企業に対して、さらに活動と地域への貢献を紹介するよう呼びかけるとともに、効果的な紹介が出来るよう改良に努める。

(5) 除雪・防雪技術資料の収集・整理と提供

平成 16 年に、(社) 日本建設機械化協会と (社) 雪センターにより発刊されている「2005 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（防雪編）」のうち、雪センターが担当している防雪編の改訂作業が令和 5 年度に終了し、「防雪ハンドブック（防雪編）改訂版」が完成する予定となっている。

本年度は改訂版発刊に関する広報に努めるとともに、改訂内容等に関する外部からの問い合わせ等に対応していく。

2. 積雪寒冷地域の地方自治体への支援事業

積雪寒冷地域の地方自治体相互が、あるいは自治体と関係機関とが、連携・協力して、雪対策に取り組めるように、自治体の活動を支援する。

従来から行われている支援については、更なる効果的な活動が行われるように、支援の拡大を図っていくと伴に、新たな支援事業の創設の検討をするなどし、関係者の連携・協力した活動の一層の推進を図って行くこととする。これにより、会員の確保、会員数の増加を目指し、収支の改善をも目指す。

(1) 市町村への活動支援

市町村会員(201)からなる全国的な組織として全国雪対策連絡協議会を設置し、雪センターがその事務局を務め、運営に当たっている。また、下部組織である道県別に設置されている13の雪対策協議会が行う活動も支援していく。

① 全国雪対策連絡協議会の運営

雪センターは全国雪対策連絡協議会の事務局として、13の各道県の雪対策協議会が相互に情報交換、意見交換し、情報を共有する機会を設定し、その活動の促進を図る。

本年度についても以下の活動を実施する。

ア 全国雪対策連絡協議会の定期総会

全国雪対策連絡協議会の定期総会は7月に開催し、協議会の活動方針の討議・決定している。開催に当たっては、事前に会員に必要な情報を提供して、その重要性を認識してもらうとともに、多くの参加を呼びかける。

また、総会当日は、国土交通省関係部局幹部の招待者から、所管行政に係る最近の情勢等について、情報提供や説明を受ける機会を設ける。

国の関係機関への要望書については、事前に各協議会を通じて提案された意見・要望を事務局で収集・集約・編集するとともに、要望先である関係機関との調整を図り作成したものを、総会において決議する。

イ 夏の要望活動

夏の要望活動は、全国雪対策連絡協議会の総会終了後に、総会で決議された要望書をもって、総会参加者一同が、国等の関係機関に対して行う。

また、要望活動に先立って、要望相手窓口担当者と密接な連絡を取り、要望内容、要望者等についての情報を事前に伝えるとともに、要望スケジュールを調整することで、要望者が国等の関係機関の幹部と直接面談して、要望内容の説明と意見交換を行い、より効率的・効果的な活動が出来るようにする。

ウ 秋の要望活動

秋の要望活動は、夏の要望活動と同じように、事前に協議会及び国の機関と十分な調整を行って要望書を作成する。要望先とは事前に十分な調整を行って、幹部との直接面談による効果的な要望活動が出来るようにする。

エ 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

降雪期になってから降雪状況に応じて、全国雪対策連絡協議会として国等に対し、緊急に要望する事が必要な事態が発生した場合には、実情を説明する資料と共に、具体的な対応策を求める要望書を作成し、関係機関に緊急要望活動を行う。

② 各道県の雪対策協議会活動の支援

ア 情報提供と情報交換

道県別に組織されている全国 13 の雪対策協議会に対しては、適宜必要な情報提供をするとともに、協議会相互の情報交換・意見交換の場を設け、会員相互の情報共有と協力体制の強化に努める。

各協議会で開催する総会への参加要請に対しては、極力参加する事とし、情報提供、意見交換・情報交換を行う。

イ 協議会の定常活動に対する支援

各協議会が行う定常的な活動に対して、会員数や活動状況に応じて、支援金を配布し、活動がより活発化、効果的に行われるように誘導していく。

ウ 協議会の自主的活動に対する支援

各協議会が自主的に計画して実施する事業のうち、支援すべきと判断できるものに対しては、個別に支援を行うこととしている。事業の一例として、講演会、研修会等があるが、それぞれの協議会が積極的に企画し実施するよう誘導する。

各協議会に対し、支援事業の趣旨を周知するとともに、自主的な活動の実施を促し、各協議会の活動の一層の活発化と支援事業の拡大を図る。

(2) 道県政令市の活動支援

道県政令市については、市町村の雪対策協議会のような組織はない。気候変動や少子高齢化・過疎化等、多くの課題を抱えた雪対策では、地域における国の機関、道県政令市、市町村、その他関係機関の連携・協力した活動が、以前に増して重要になってきている。地域における連携・協力活動において中心的な役割を担っているのが道県政令市である。

このため、各地域内（道内・県内等）において道県政令市が中心となって、関係機関と連携・協力体制を確立・強化するために行う活動を支援する事としている。例えば、道県政令市が中心となって企画し、関係機関に参加を呼び掛けて行う情報交換会、調整会議、セミナーや雪対策の事前説明会・事後報告会等が考えられる。どのような活動をするかは道県政令市の自主性に任せ、各道県政令市が企画・立案し、実施するものを雪センターが支援する。

2019(令和元)年度にこの支援事業を創設し、道県政令市を始め、地方整備局・開発局等に事業の趣旨を説明し、参加と協力を呼びかける。

(3) 積雪寒冷地の民間企業の活動への支援

民間企業会員の活動や地域への貢献等について、機関誌への執筆や、雪センターホームページを活用した紹介等を通じ、広く伝えるように呼び掛けている。今後は民間企業会員からなる組織を作り、民間企業会員間の意見交換の場を設ける事を検討する。民間企業会員の实態や抱える課題を把握し、意見や要望を集約し、雪センターが連絡・調整役となって、民間企業会員と国、道県市町村等との意見交換や、要望を行える場を設ける事も検討する。

3. 雪に関する会議等への参画事業

雪国の地域づくりや雪に関する調査・研究等に関して、国、道県、市町村及び関係団体等が行っている様々な活動に対して、雪センターは、主催者の一員として、或いは参加者として積極的に協力・支援を行っていく。

(1) 雪関係シンポジウム、研究会等への参加、支援

① ゆきみらい2025in上越

毎年開催地を変えながら催されている「ゆきみらい」、「ふゆトピア・フェア」は、前年度は「2024 ふゆトピア・フェア」として北海道北広島市で開催された。

本年度は「ゆきみらい 2025in 上越」として新潟県上越市で開催されることになっている。雪センターは、国土交通省北陸地方整備局、新潟県、上越市等とともに、主催者として、また実行委員会のメンバーとして、開催の準備、企画段階から運営に至るまで深く関与するとともに、発表論文の評価・審査にも当たる。

② その他シンポジウム等

国内外の会議、シンポジウム等に対して参加、協力等を行い、雪寒地域の振興について支援するとともに、雪センターの事業目的に適合する各種事業及び雪寒事業を促進するための啓発活動に協力する。

雪センターは世界道路協会 (PIARC) の冬期サービス委員会の委員として活動している。

(2) 雪関係行事、催しへの後援

各機関の行う行事等について、雪センターに対して、後援等の依頼があり、雪センターとして必要性のあるものについては積極的に応じていく。

4. 会員確保、増大策

(1) 退会会員への再入会の勧誘

退会した会員については、現在雪センターが行っている会員サービス等の内容を説明する等し、再入会を勧めていく。

(2) 新たな会員の勧誘

新たな会員として、民間企業あるいは民間企業団体、財団・社団法人等に対し、センターの会員としてのメリットを積極的に説明し、入会の勧誘を引き続き行っていく。

業界団体に対しては、全国規模の業界団体のみならず、県単位の業界団体の入会も勧めていく。